

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設）・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	（独）日本スポーツ振興センターが所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業への個人寄附に係る税額控除の導入		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国際競技大会である 2019 年ラグビー・ワールドカップ開催や、2020 年オリンピック招致に向け、また、老朽化に伴う改築のため、（独）日本スポーツ振興センター（以下「センター」）が所有する国立霞ヶ丘競技場の整備事業について、広く一般から寄附を募集し、個人の寄附に係る税額控除選択制を導入する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1 百万円 （－百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 国際的な競技大会等を開催するための基盤を整備するため、国立霞ヶ丘競技場を整備する。施設の整備に当たっては、防災機能を強化することにより、地域の防災拠点として役割を果たす施設とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際的な競技大会等の開催を推進するにあたっては、大規模な人数を収容できる競技場が不可欠であるため、大規模スポーツ施設として最大の収容人数となる8万人規模の施設の整備が必要である。また、センターが所有する国立霞ヶ丘競技場は現在老朽化が進んでおり、周辺施設の整備と合わせた大規模な改修整備を行う必要がある。さらに、スポーツ施設の防災拠点としての機能を強化し、災害時に帰宅困難者や避難者を受け入れるための設備等を充実させることが重要である。</p> <p>※参考</p> <p>○「スポーツ基本法」（抜粋）</p> <p>（国民の参加及び支援の促進） 第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。</p> <p>（法制上の措置等） 第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。</p> <p>（国際競技大会の開催への支援等） 第二十七条 国は、国際競技大会を我が国に招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>○「スポーツ立国戦略」に掲げる政策目標（抜粋）</p> <p>○国際大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化等を図る。</p>		
	今回の要望に	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 11 スポーツの振興</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>国立霞ヶ丘競技場の整備により、国際競技大会等を開催するための基盤を充実させるとともに、スポーツ分野における寄附文化を確立し、広く社会全体でスポーツを支える機運を高める。</p> <p>—</p>

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	年間寄附数（見込み） ・個人：10,144口	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	制度導入に伴う寄附金の見込み額（試算）：180百万円 ※今回の税制改正により、180百万円の収入が見込まれ、国立霞ヶ丘競技場の整備に活用できる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	現行法令上、独立行政法人は特定公益増進法人に該当し、個人からの寄附については年間所得の40%を限度として、寄附金から2千円を差し引いた金額が、寄附者の年間所得から控除される。また、法人からの寄附については、一般の寄附とは別枠で、損金算入限度額の範囲内で損金に算入される。	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国立霞ヶ丘競技場の整備のための経費を、平成24年度概算要求で要望することを検討している。	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	寄附文化を醸成し多様な財源を確保する観点から、予算上の措置に加え、広く国民から寄附を募る基金を創設し、指定寄附とするとともに、個人の寄附について税額控除を導入する。	
	要望の措置の妥当性	上記要望の措置は、以下の理由により妥当である。 ① 国際大会等の国民の注目を集める行事の開催場所となる施設の整備は、国民が具体的に支援内容をイメージしやすいため、支援拡大の誘因となる。 ② 税額控除を導入することで寄附インセンティブが高まる。	
用実績と効果に 関連する事項 これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規要望